

独立行政法人国立病院機構相模原病院 院外倉庫型SPD業務委託一般競争入札のお知らせ

令和5年11月29日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構相模原病院長 安達 献

1. 委託内容

- (1) 件名 院外倉庫型SPD業務委託契約 一式
- (2) 契約期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 報告場所 神奈川県相模原市南区桜台18-1
独立行政法人国立病院機構相模原病院内の指定場所
- (4) 業務委託の特質等
詳細は仕様書及び入札説明書による。

2. 入札書の交付・提出先等

- (1) 担当課・係
〒252-0392 神奈川県相模原市南区桜台18-1
独立行政法人国立病院機構相模原病院 事務部 企画課 契約係
電話042-742-8311（内線4110）
- (2) 説明書等の交付期間及び場所
 - ① 交付期間
令和5年11月29日（水）から令和6年1月19日（金）17時まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）
 - ② 交付場所
「(1)」に同じ
- (3) 入札書提出期限及び場所
 - ① 提出期限
令和6年1月19日（金）17時
 - ② 提出場所及び方法
「(1)」に同じ
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年1月22日（月）13時30分 第一会議室

3. 入札書の作成方法等

- ① 入札者は、管理料及び調達物品のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の1/10分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- ③ 入札者は年間管理料と入札品目毎の入札単価を入力したデータファイル「入札品目内訳書」の予定数量による入札総価を記載した入札書を併せて作成し提出すること。

4. 競争参加資格

- (1) 法人等を設立して3年以上経過しており、過去3年間に400床以上の病院においてSPD業務の良好な受託実績があること。
- (2) 契約細則第5条の規定に該当しない者であること。

【参考】

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者
- 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

- (3) 契約細則第6条に該当しない者であること。

【参考】

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。

これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施にあたり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売（医薬品・医療用消耗品等）」及び「役務の提供等（その他）」のA、B、C等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、下記のとおり。

- ・厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班 電話 03-3595-2085
- ・厚生労働省ホームページ「調達関連情報」

5. 契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者（予定価格の範囲内の入札書が複数あった場合は申し込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。）とし、契約価額を交渉により決定します。

具体的な交渉場所、交渉日時については直ちに通知し、交渉出席者は1名とします。なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなります。

- ① 他の交渉権者の交渉を妨害した場合
- ② 交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合
- ③ 他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員（連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。）
- ④ 交渉を拒否した場合（「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。）
- ⑤ 整然・平穏たる交渉を破った場合
- ⑥ 通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合（その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当）
- ⑦ 交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑧ 当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明できない場合
- ⑨ 当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- ⑩ 交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うものとするが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示します。

また、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後執行される契約手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。ただし、上記①～⑤に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意ください。

6. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会の日時及び場所 実施しない
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から1週間以内にお願います。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんので直しくお願いいたします。また受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おきください。
- (5) 照会先 独立行政法人国立病院機構相模原病院 企画課契約係 内線4110
電話 042-742-8311

なお、照会内容はこのお知らせの調達に直接関係する事項のみとします。

また、照会期間は本日から入札書提出までの間（ただし、対応は平日の9時～17時）とします。

その他詳細は入札説明書のとおりとします。